



# 育児休業手当金の給付率が 引き上げられる予定です。



— 平成 26 年 4 月 1 日施行予定 —

育児休業中の所得を補う「育児休業手当金」は、現在、給料日額の 50% を支給しています。26 年度は、その給付率を変更し、育児休業開始時から 6 ヶ月に達するまでの期間は、支給率を 67% とすることが予定されています。これは、子育て世代の経済支援と男女ともに積極的な取得を促進することを目的として引き上げられます。